

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 施設・事業所情報

名称：松山市立もものはなこども園	種別：保育所型認定こども園	
代表者氏名：横野浩章	定員（利用人数）： 50名(13名)	
所在地：松山市由良町479番地		
TEL：089-961-2332	ホームページ：有	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和51年4月		
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市		
職員数	常勤職員： 6名 非常勤職員： 4名	
専門職員	（専門職の名称）保育士 5名 保育士 2名	
	調理員 1名 作業員 1名	
	事務補助 1名	
施設・設備 概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 3（1階 2室、2階 1室） 調理室、事務室	鉄筋コンクリート 2階建

③ 理念・基本方針

〈基本理念・基本方針〉

- ・子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
- ・生涯にわたる「生きる力」の基礎を培うことを目標に、保育所での環境を通して、養護と教育を一体的に行います。
- ・保護者や地域の子育て家庭への支援を行います

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・少人数で一人ひとりに寄り添う保育を大切にしている。
- ・兄弟姉妹が同じクラスで過ごす家庭的な雰囲気の中、大きい子は小さい子に対して、思いやりの気持ちが育まれ、小さい子は大きい子の出来る事に憧れの気持ちを持ち、意欲的に遊ぶことができる。

- ・園庭では、自転車やスケーターで走り回ったり、砂遊びや虫探しをしたり、それぞれが、自分の好きなことをのびのびと遊ぶことができる。
- ・園庭に畑があり、年間を通して野菜の世話や収穫を行い食育活動につなげている。
- ・公民館や小学校、地域の行事に参加したり、来ていただいたりして交流を持っている。
- ・近くに海や山があり、豊かな自然環境の中で海遊びや山登りなどの体験をすることができる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月18（契約日） ～ 令和8年3月17日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 園長の専門性に基づくリーダーシップの発揮

園長は、地域の人口減少や島という地理的特性を的確に把握したうえで、園運営に取り組んでいる。地域住民や学校等との連携を重視し、園の専門性を地域に還元する姿勢が明確である。また、職員一人ひとりの専門性を尊重しながら組織をまとめ、保護者や職員からの信頼を得ている点は高く評価できる。

2. 離島・小規模の特性を生かした保育実践と家庭に寄り添う子育て支援

少人数ならではの丁寧で専門性の高い保育が行われている。縦割り保育を通して子どもの発達段階や個別性を捉え、職員間で情報共有を行いながら保育内容を工夫している。また、島の自然や人とのつながりを生かした保育実践が展開されている。加えて、家庭との距離が近い特性を生かし、送迎時の対話や連絡帳を通じて保護者との信頼関係を築き、園長を窓口とした相談体制により、安心して相談できる迅速な子育て支援が行われている。

3. 少人数環境の特性を踏まえた「生きる力」を育む保育への挑戦

離島の少人数保育という特性の中で、園長および職員は、支援が手厚くなりすぎること で子どもの自立を妨げる可能性に気づき、保育の在り方を見直そうとしている。子どもの最善の利益を第一に、支援の加減やかかわり方について職員間で共有し、より適切な保育体制を模索している。また、希少な保育環境における課題を前向きに捉え、保育の質の向上やスキルアップに取り組む姿勢が見られる。将来、大きな社会集団へと移行することを見据え、現在の園生活において「生きる力を育む保育」を重視し、環境の利点と課題の両面を踏まえた保育実践を目指している。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画と連動した事業運営のさらなる充実

園の理念や基本方針、事業計画は策定され日々の運営に生かされているが、今後は中・長期的な視点をより明確に位置付け、計画の整理と共有を進めていくことが期待される。

中・長期計画における将来像や重点事項を明確にし、それを単年度の事業計画や具体的な取組につなげていくことで、計画の一貫性と実効性がさらに高まると考えられる。また、経営状況の分析結果や事業計画の進捗について、定期的に振り返りを行い、その内容を中・長期計画の見直しや更新に反映させていく仕組みを整えることで、環境変化に柔軟に対応した持続可能な運営につながることを期待される。

2. 地域に根差した保育実践をより明確に伝えるための記録整備

日々の保育は専門性を生かした実践が行われているが、今後は計画や記録として整理・蓄積することで、園の実践の質がより明確になり、園全体で共有・継承しやすくなると考えられる。特に、地域特性や園独自の取組については、園長の異動等があった場合にも継続できるよう、専門的実践を「記録として可視化」し蓄積していくことが求められる。

3. 地域特性を踏まえた研修方法の工夫と発展

保育士数が限られ、船を交通手段とする地域特性から外部研修に参加しにくい状況がある。そのため、勤務体制の調整による参加機会の確保、園内研修の充実、オンライン研修の活用、研修内容の共有や振り返りの仕組みの整備などを進めることで、職員一人ひとりの学びが園全体の専門性と保育の質の向上へと発展していくことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審に向け、事業計画やマニュアルの確認をしながら作業を進める中で、園の活動を様々な視点から見直すことができ、理解が一層深まりました。また、職員間で自園の強みや課題を共有し、それをもとに検討を進める良い機会となりました。特に、評価をいただいている「離島・小規模の特性を生かした保育実践と家庭に寄り添った子育て支援」については、今後も丁寧に取り組んでまいります。さらに、保護者アンケートのコメントや改善点を真摯に受け止め、保育の質のさらなる向上に努めることで、地域に根差した園運営を目指して邁進していきたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は文書やホームページ等で明文化され、一定の周知は図られているが、職員間での理解や共有に差がみられる。十分に浸透しているとは言えず、内容の捉え方にもばらつきがみられる。また、保護者への周知についても、入園式でのしおり説明が中心となっており、年間を通じた機会は限られている。今後は、定期的な職員会や研修の場で繰り返し確認し、具体的な保育実践と結びつけて共有を図るとともに、保護者への周知についてもわかりやすい方法を工夫し、継続的な取組として定着させていくことが求められる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業をとりまく環境や経営状況については、「松山市子ども計画」「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定時に保育ニーズや市の統計データを活用し、園児数の推移や地域の状況を踏まえて把握している。コストについては、公立園として市の予算に基づき適正に計画・策定されている。今回の受審を契機に、運営に係るコスト分析や経営課題の整理に向けた取組を始めた。第2期計画の策定においては、第1期で明らかになった課題を踏まえて検討を行っている。しかし、コスト分析の結果や協議内容は口頭での共有が中心で、十分に整理・蓄積されていないため、今後は分析結果の整理と可視化を進め、中・長期的な視点で経営改善に取り組んでいくことが期待される。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営状況や課題については、子育て家庭の移住などで低年齢児の入所が毎年あるものの、定員割れの状態は続いている。今回の受審をきっかけに取組を始めたことで、職員会等で確認・共有するようになった。職員間では日常的に、保育の気づきや改善点を口頭で共有し、一定の共通理解は図られている。経営課題や園児数によって保育士数が限られる中でも、経営環境や保育内容、組織体制や施設整備に取組み、課題を意識しながら改善を反映しようとする姿勢は見られる。しかし、分析内容や検討結果の整理・記録が十分とは言えず、職員全体への体系的な周知には至っていない。今後は、課題の明確化や改善の継続性を高めるとともに、中・長期的な経営の視点につなげていくことが求められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今回の受審にあたり園長と主任が、「松山市子ども計画」「松山市子育て支援事業計画」に沿って、園の中・長期計画を策定し、中・長期的な視点での事業運営を意識した検討を始めた。理念や基本方針を踏まえ、園の現状や課題について職員間で話し合いを行い、今後の方向性について共通理解を図っている。しかし、中・長期的なビジョンや事業計画は、具体的な計画として整理・明文化が十分ではなく、数値目標や評価・見直しの仕組みについても今後の課題となっている。今後の策定では、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、理念や基本方針の実現に向けた具体化を図り、効果的に実施できる計画となるよう検討し、経営課題の解決や改善に向けた中・長期計画として整備されることが期待される。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今回の受審を契機に、昨年度の終了時に職員とともに実施内容についての評価を行い、今年度の具体的な事業、保育等にかかわる内容を具体化し、単年度の事業計画を策定している。日々の保育や行事、職員配置等については一定の計画が立てられ、取組は進められている。しかし、中・長期計画との関連付けや目標設定、成果の確認方法については十分とは言えない部分がある。今後は、中・長期的な視点を踏まえ、実施状況の評価や改善につながる単年度計画として内容の充実を図っていくことが期待される。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>事業計画の策定については、今回の受審に際して職員参画のもとで策定され、書面で配布している。中・長期計画の関連性や位置づけについては、まだ整理の途中段階であり、目標や成果確認方法を踏まえた計画としてさらに検討を深めていく必要がある。今後は、話し合われた内容を整理・記録し、中・長期計画を踏まえた単年度計画として明確化するとともに、職員への具体的な周知を図ることで、継続的な改善につなげていくことが期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の内容については、配布や掲示等により周知するほか、具体的な説明が必要な場合には、文書とあわせて日常的に保護者一人ひとりに丁寧な説明を行っている。保護者が意見や要望を伝えることができる取組としては、行事实施後に保護者アンケートを実施し、その結果を配布により共有している。さらに、理解を得るために計画の内容をより詳しく伝えながら個別の対話を通じて意見を聞き取り、保護者が主体的に参加できるよう努めている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた取組としては、小規模園少人数の保育体制の利点を生かし、組織的なPDCAサイクルを日常的に実施している。評価や改善の流れを示し、実践とのつながりや保育の連続性について取組んでいる。少人数のため多様な意見を得ることが難しいところは、園内研修の充実を図ったり、主管課主体の階層別研修等に参加したりすることにより、様々な視点で幅広く保育を考える機会を大切にし、保育の質の向上に努めている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>改善課題の明確化については、「保育の自己評価チェックシート」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて評価や改善に取組む姿勢が確認できる。一方で、記録や文章化、可視化が不足しているため、実施後の改善策が不明確である。今後は、中・長期的な検討や取組が必要な改善課題については、中・長期計画の中で段階的に解決に向かって取組んでいくことが求められる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任については、職員会や面談時などにおいて、園長の考えや方針を組織的に伝え、具体的に表明している。また、有事における責任と役割についても明確化している。支援が必要な家庭への対応では、園長が主体となり迅速に管理者としての責任を実践している。課題としては、内容の表明や明確化は行われているものの、会議録への記録や文書化には至っていない点が挙げられる。今後は、管理をリードする立場として、口頭説明にとどまらず、権限委任の明確化・文書化や、継続的・体系的な共有方法に取組み、質の高い保育の実施や効果的な経営管理に向けて、組織内の信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが期待される。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、公務員としてコンプライアンス条例や倫理規則、サービス規則等について正しく理解し、組織全体をリードできるよう努めている。また、情報セキュリティの観点から個人情報保護等に関する研修を受講し、その内容を職員に周知している。職員が遵守するための具体的な取組としては、園長や職員が研修で得た内容を、職員会や園内研修の場を通して周知・共有するとともに、日々の保育業務においても適切な指導・助言を行い、倫理や法令遵守に向け整備や体制の構築を図っている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑦・c
<p><コメント></p> <p>園長は、理念や基本方針を具体化する観点から、少人数の園児のクラス保育の質に関する課題を把握し、日々の保育実践の中で意見を出し合いながら、その課題と改善に向けた取組を組織的に明らかにし、工夫を重ねている。また、職員会での意見交換を通じて課題を共有し、必要に応じて改善を行っている。現場からの意見をもとに改善を図っているが、取組の体系化や、離島環境と職員体制による研修会への参加の難しさを課題としている。今後は、より計画的な評価・分析及び研修体制の充実と、継続的な人材育成の方法を検討していくことが望まれる。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、少人数の職員体制の中で、保育業務と人材育成の両面において実践的かつ密接に関わっている。日々の対話を通して保育現場のフィードバックや懸念事項を吸い上げ、情報共有しやすい環境づくりや、職員の相互理解と協調のもと業務を進められるよう努めている。また、人事評価制度や年2回の期首・期末面談により職員の意向を把握し、メンタルヘルスチェックを行うことで、職員の状況を踏まえ働きやすい環境づくりに取り組んでいる。さらに、人員配置に関しては事務補助員を採用し、ICT化の導入により労務管理・保育管理を行い、業務の質と効率を高める取組を組織的に進めている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材の確保・育成計画については、市の人事課、保健福祉政策課、主管課において、人材確保と定着に関する計画が作成されている。主管課では、保育士の確保や定着を目的に新任保育士研修を継続的に行っている。また、看護師、労務職、事務職等、多様な職種や勤務形態での雇用を進めている。園としては、人材確保の取組として小中学校との交流の機会を多く設け、児童・生徒に来園してもらうことで、保育園を知ってもらう機会を大切にしている。あわせて、島民の雇用につながるよう声かけを行っている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理については、市が規定に基づき実施しており、評価制度や昇進・昇給制度が整備されている。組織としての「期待する職員像」も、公務員としての視点と保育士としての視点の双方から示されている。課長ヒアリングや期首・期末面談を通して職員の意向を把握し、働きやすい職場づくりに活かす取組が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>就業状況は多様な雇用形態で構成されており、計画年休の取得促進や時間外勤務の抑制、家庭状況に応じた柔軟な働き方の調整など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。当園は、船の時間に合わせた勤務（就労）時間にならざるを得ない状況にあるが、時間を効率的に使う工夫や、一人ひとりの業務量が適切に管理されるよう配慮している。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた取組として、期首・期末面談を通じて、それぞれ目標を設定している。2か月に1回程度、面談を行い、目標の達成状況等について確認しているが、目標設定の方向性については、園の保育目標に沿った内容とすることが今後の課題である。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士の教育・研修については、市職員としての職階別研修や選択制研修に加え、保育士として専門性を高めるための研修が、愛媛県保育協議会、県及び市保育会、主管課の主催により実施されている。職員の希望や経験年数、研修計画をもとに積極的な参加を促している。また、園内研修では「自然」をテーマに研修を行い、交流保育では他園を訪問して保育を学ぶ機会も設けている。今後は、園として体系的な研修計画の作成が求められる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会については、出勤のバランスをとりながら研修の調整を行っている。職員が学びたい内容と、園として学んでほしい内容を吟味し、必要に応じて参加を勧めている。研修後は、回覧だけでなく口頭での共有も行い、さまざまな場面で学びを伝え合う機会を設けている。しかし、少人数体制のため思うように参加できない場合もあり、今後は幅広い形で研修が受けられるよう工夫していくことが求められる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れについては、受入れマニュアル等は作成しているが、島という環境上、受入れの実績はない。今後は、島においても保育士を志望する人材につながるよう、受け入れの機会や方法について検討していくことが求められる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>運営の透明性については、公立保育園として市の広報やホームページにより事業に関する情報を公開している。また、第三者評価の受審結果についても公表している。一方で、苦情・相談への対応状況や改善内容については公表しておらず、地域向けの説明や情報発信も十分とは言えない。今後は、地域に対しても分かりやすい情報提供を進めるなど、透明性の向上に向けた取組が求められる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設として、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>今後は、外部の専門家による監査支援等を活用して事業や財務の評価を受け、経営改善を図ることが期待される</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との交流を広げる取組として、小学校・公民館・デイサービスセンターとの交流を行っている。また、地域の祭りや行事には、地域からの誘いを受けて参加している。公民館行事の一部では、市内の小規模園との交流もあわせて実施しており、園外とのかかわりを持つ機会を確保している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れについては、島という環境上、受入れの実績はないが、ボランティア希望者については主管課が統括している。今後は、申し出があった場合にも対応できるよう、受入れ体制を整えていくことが求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>必要な社会資源との連携については、保護者からの要望や相談に応じて、必要な関係機関と連絡を取り、園長が中心となって対応している。しかし、地域の関係機関等のネットワーク化については書面で整理・明示されておらず、今後は書面化を図り、連携体制を広げていくことが求められる。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小学校や公民館、地域の行事等へ参加している。また、保護者がインターネットを活用し、地域子育て支援センターの親子とオンライン交流会を定期的を開催するなど、交流の場を広げている。しかしながら、地域の福祉ニーズを体系的に把握するまでには至っておらず、今後は地域の会合等を通して把握した内容を記録に残していくことが求められる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズは、公民館活動（行事）へ参加することで、地域のニーズに基づいた活動となっているが、公益的な事業には至っていない。災害に応じて避難場所として開放できるよう体制を整えているが、今後は地域への周知を進めていくことが求められる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育について、基本姿勢を明示し、全職員で共通理解を図っている。また、子どもの気持ちに寄り添ったかわりを大切に、子ども同士が互いを尊重する心を育む保育に取り組んでいる。職員に対しては、年1回実施している人権擁護のためのセルフチェックや研修を通して、子どもの尊厳や基本的人権への理解を深めている。課題については職員間で共有し、改善につなげて日々の保育に生かす取組を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアルが整備され、職員会や職員研修を通じて周知徹底している。排泄や着替え、シャワー等の生活場面においては、パーテーションの使用や必要最小限の介助など、設備面および保育方法の工夫により、子どものプライバシーに十分配慮した保育を行っている。保護者に対しては、入園のしおりにプライバシー保護に関する内容を示し、入園時には写真撮影・掲載に関する同意書を取得している。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>保育内容や方針について分かりやすく伝えるために、広報誌やホームページを活用して情報発信を行っている。入園希望者や見学希望者には、資料を用いながら個別に説明を行い、希望や状況を丁寧に聞き取ったうえで、園の保育内容や生活の流れ、支援体制についても情報を提供している。新規や既存の移住家庭への受入れの対応については、主管課と緊密に連携し、適切に対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者には、「入園のしおり」に明記し、入園前のオリエンテーションで丁寧に説明している。行事等の変更や、台風・災害、船の欠航等による変更については、アプリや掲示等で周知するとともに、個別に口頭でも同じ手順・内容でわかりやすく説明している。支援が必要な家庭には、寄り添ったきめ細かな対応を心掛けている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>大半が就学まで保育を継続している。転園などに伴う引き継ぎは口頭でのみ行っている。現在、主管課において書面での引き継ぎ様式を作成中であり、年度内には文書での対応が可能になる予定である。保育終了後の相談体制については「入園のしおり」に明記し、一時預かりや相談窓口の存在を口頭でも周知している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>年度当初や入園時に、保護者に家庭の子育ての方針や保育園への要望を書面に記入してもらい、保護者の意向が保育に反映できるように配慮している。行事後アンケートを実施し、子どもや保護者の満足度を多面的に把握し、結果については職員間で共有・分析し、保育の質の向上に向けた具体的な改善策を検討しているが、その内容を記録として整理・蓄積する取組は今後の課題である。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉓・b・c

<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制については、入園のしおりに明記している。意見箱を設置し、匿名でも苦情や意見を伝えやすいよう配慮することで、保護者が安心して相談できる環境づくりに努めている。申し出があった際には、丁寧に対応し、経過および結果について説明を行う体制を整えている。また、園児それぞれに個人用ノートがあり、保護者は要望を記入できるようにしている。その都度、口頭やノートを通じて対応を伝え、緊密な連携を図っている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>掲示や入園のしおりに複数の相談窓口について記載し、保護者に配布し説明している。保護者や子どもとの日常的なかかわりの中で、積極的に声かけを行い、表情や態度からも気持ちや意見を読み取るよう努めている。相談受付窓口は園長としているが、保護者が担任や園長など話したい相手を選んで面談を行うなど、相談方法を選べる環境を整え、職員と共有し保育に反映できるよう体制を整えている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見については、園長が直接相談を受けるほか、日常の送迎時や連絡ノート、意見箱、アンケート等を通じて積極的に把握している。相談内容は担任が把握し、必要に応じて園長が対応する体制を整え、内容や状況に応じて迅速かつ組織的に対応している。対応時間を要する場合は、途中経過を速やかに説明し、対応後は職員間で情報共有を行い、保育の質の向上に生かしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制については、園長が責任者となり、避難確保計画や消防計画などを策定している。ヒヤリハットの事案が起きた場合、実例をもとに人的・物的環境の見直しを速やかに行っている。また、事故対応訓練計画に基づいて対応訓練を実施している。さらに、ヒヤリハットの事例のみならず、マスメディア等の情報も活用し、危機管理意識を高めながら備えを進めている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防や体制については、主管課や保健師で行われる保健部会で保健衛生マニュアルの随時見直しを行い、予防に努めるとともに体制を整えている。感染症発生時には、掲示や口頭説明により保護者へ速やかに周知しているほか、発生に備えた対応訓練も行っている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時においては、保護者に災害時の避難行動について文書を配布し、対応の理解を求めている。また、緊急時の周知を迅速に行うため、MAC ネットシステムへの登録を促している。職員の体制整備、備蓄品や避難用品の準備・管理にも取り組んでいる。毎月1回の避難訓練の実施のほか、学校や支所とも災害時の協力体制について連携を図っている。保護者も防災への意識が高く協力的である。今後は、災害時の地域との連携強化に向け、地区の防災訓練にも参加していくことが望ましい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育についての標準的な実施方法は文書化されている。保育や支援に関する内容に加え、プライバシーの保護や虐待防止に関する事項など、保育全般に関わる内容を職員間で共有している。また、子どもの年齢差に配慮しながら計画を立て、個別の援助にも取り組んでいる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施方法の見直しについては、日々のかかわりや職員間での話し合い、指導計画表や職員会などを通じて適宜実施しており、見直した内容は指導計画にも反映されている。また懇談会やアンケート、保護者会での保護者の意見も保育に生かしている。一方で、こうした見直しや取組が、園全体の保育目標として整理・位置づけられるまでには至っておらず、組織的な共有や体系化については今後の課題となっている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の作成については、クラス担任がアセスメントを行い、指導計画や個別計画を作成している。3歳未満児の個別の指導計画では、保護者の意向も踏まえて作成している。支援の必要な家庭や子どもについては、関係機関とのケース会議や支援計画等を通して書面や口頭で情報共有を行い、その内容を園長が責任者として指導計画に反映している。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の評価・見直しについては、職員会や日頃の保育の中で常に見直し、定期的に行い、子どもの育ちや課題等を踏まえたうえで、指導計画や個別指導計画に反映させている。保育評価や実践者評価をそれぞれ記録し、PDCA サイクルに基づき、計画・実行・評価・改善の流れを意識した取組を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の記録については、保育管理システム（タブレット）を活用するとともに、朝礼や職員会などで全体の情報共有を行っている。1クラス体制であることを生かし、日々の保育の実施状況を手書きで記録し、職員間で随時確認・共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理体制については、市の保管期間に準じて公立保育園として規定を整備し、保存および廃棄を適切に行っている。個人情報の取り扱いについては入園のしおりに明記し、保護者から書面で同意を得ている。家庭から提出された個人情報は適切に管理し、使用後は返却またはシュレッダーにより廃棄するなど、管理体制が確立されている。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・㊦・c

所見欄

「全体的な計画」の作成については、職員で話し合いながら作成している。入園のしおりに園の保育のねらいを入れ、保護者に伝えているほか、保育目標や理念を保育室に掲示している。しかし、記載内容はわかりにくい部分があり、地域や保護者に向けて、より伝わりやすい表現となるよう内容を精査し、わかりやすい記述にしていくことが求められる。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c 該当なし
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

子どもが心地よく過ごせるよう、遊びや食事の場面では仕切りを活用し、限られた環境の中で工夫を重ねている。安全な環境づくりとして、温度や湿度に配慮しながら適宜換気を行い、室内は常に清潔に保たれている。また、事故防止のため、固定できる物は固定するなど、物的環境の整備に努めている。さらに、年齢差に配慮し、乳児と幼児がそれぞれに十分に移動し、活動ができる空間を確保するとともに、段差のない環境とし、パーテーションを用いて落ち着いて過ごせる場所を設けている。

子どもの状態に応じた保育については、生活背景を含めて一人ひとりの状況を丁寧に把握し、欲求が満たされるよう環境を整えて対応している。

少人数であるため個別に丁寧なかかわりがしやすく、子どもの気持ちを尊重しながら、自分でやろうとする意欲を高めている。基本的な生活習慣の援助の方法については、必要以上に手をかけすぎないように配慮が必要であるとの認識をもち、職員間で声をかけ合いながら援助の在り方を都度見直している。また、一人ひとりの発達や状態に合わせた保育を行っている。

子どもの主体的な活動を促す環境整備として、自分で遊びを選べるコーナーの設定や、継続して遊びを発展させられるように廃材コーナーや作品を保管できる場所を設けている。少人数であることから、十分な時間と遊びのスペースが確保しやすく、戸外遊びや園外保育も適宜取り入れている。

3歳未満児（1・2歳児）保育は、異年齢児保育の中で少人数の良さを生かし、一人ひとりの欲求や要求を受け止めながら安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。乳児が十分に移動できるよう、段差をなくした畳のコーナーを設けるなどの工夫をしている。また、保護者の意向を丁寧に聞き取り、家庭と連携した保育内容の実践に取り組んでいる。

異年齢児保育の中での3歳以上児保育は、少人数ながら集団での遊びを意識して取り入れたり、個別に集中して遊べる空間も確保するなど、年齢や発達に応じた環境の工夫を行い、社会性や協同性を育むことに配慮している。ダイナミックな遊びの際には、2階の空き部屋を活用して活動することもできる。

障がい児保育は、園舎がバリアフリーの建築構造ではないが、一人ひとりの発達特性に応じて環境を整えている。研修で得た知識を活かしたり、保護者や専門機関と連携しながら指導計画を作成し、保育を行っている。

子どもの在園時間への配慮については、バス送迎や祖母のお迎えなどで保護者と対面できない場合、個別の連絡ノートを活用して情報共有を行っている。また、一部屋のみ保育室という環境を生かし、職員間の引継ぎが随時できる体制となっている。保護者もいつでも保育室を参観できるため安心感につながっている。特にバス通園の家庭とは、連絡が密に取れるよう工夫している。

小学校との連携については、「架け橋プログラム」に基づき、就学を見通した保育内容や方法を工夫している。就学前には年長児の保護者と個別懇談を行い、生活面の見直しや就学に向けた留意点を共有するなど、子育て支援も含めた取組みを実施している。また、小学校訪問や交流の機会を年間5回設け、子どもが小学校生活に期待や見通しをもてるよう支援している。

(保育所版)

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・b・c

所見欄

<p>子どもの健康管理は、保育計画に基づき健康状態を確認・共有している。既往歴や予防接種の状況などは保護者から細かく聞き取りを行い、児童票に記載している。乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として、3歳未満児は午睡時に呼吸確認を行っており、特に1・2歳児は10分に1回タブレットを活用してチェックしている。</p> <p>検診結果は、問診票を通して子どものこれまでの育ちや健康状態を把握し、再受診の必要性等を含めて保護者に伝えることで、情報を共有する機会としている。また、受診結果は児童票に記録し、関係職員間での次年度の担任への引継ぎや周知にもつながっている。今年度は、保育参観で歯科衛生士による歯磨き指導を実施し、歯の衛生習慣について学ぶ機会を設け、家庭生活にも生かされている。</p> <p>アレルギー疾患等のある子どもについては、入園時のオリエンテーションや個別懇談、送迎時などを通して、保護者から丁寧に聞き取りを行っている。今年度はアレルギー児はいないが、保護者との連携を密にして全職員が共通理解をもち、緊急対応マニュアルを活用できるようにすることで、子どもの状況に応じた保育が行える体制を整えている。</p>

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c

所見欄

<p>「食育計画」を「全体的な計画」の中に位置づけ、子どもが安心して楽しく食事ができるよう、年齢に応じた食器の工夫や材料の刻み方など、食育環境や援助の工夫を行っている。子どもの発達や状況に応じ、無理なく食への意欲が育つよう支援している。また、園内研修テーマ「自然」の取組みの一環として、自分たちが育て収穫した野菜を調理してもらうことで、食材への関心を高める取組みや家庭との連携も図っている。</p> <p>一人ひとりの発達状況や体調、食べる量や嗜好を把握し、献立や調理方法に反映している。季節感など取り入れた献立の工夫を行うとともに、調理員が子どもの食事の様子を直接確認し、改善につなげている。衛生管理についてもマニュアルに基づき、適切に実施されている。</p>

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c

所見欄

子どもの生活を充実させるために、登降園時には家庭での様子を聞き取り、連絡ノートの活用により日常的な情報交換に努めている。また年2回の個別懇談や保育参観の実施などで、子どもの成長を共有できる機会を設けている。園だよりや写真の掲示により、保育の意図や内容についても丁寧に伝え理解を得ている。園と保護者の情報交換の内容は、必要に応じて記録に残し職員間で共有しながら家庭と連携した支援につなげている。

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

所見欄

保護者が安心して子育てができるよう、園長が窓口となり、送迎時や電話相談など日常的に相談しやすい環境を整えている。少ない家庭数であるため家庭状況を把握し、適切な相談・助言を行っている。園バスでの送迎時には同乗保育士が対応し、その内容を職員間で共有することで一貫した連携を図っている。園長を中心に役割分担を行い、保護者が安心して子育てできるように支援している。

虐待の発見や対応については、日常の保護者との対話を丁寧に行うことで、予防的配慮、早期発見につながっている。子どもの状態や保護者の様子など、気になる点があれば職員間で随時共有し、必要に応じて声をかけたり見守ったりしながら対応している。関係機関との連携やマニュアルについても体制が整備されている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A ㉔ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

所見欄

保育実践の振り返りや改善を行っているが、それぞれの自己評価が園全体の保育実践の評価へと十分につながっていない。今後は、振り返りを組織的かつ継続的に行い、園全体としての保育の質の向上に向けた取組が求められる。